

令和8年2月定例教育委員会 会議録

1 日 時 令和8年2月13日（金） 開会15時 閉会16時20分

2 場 所 福井市役所別館5階 大講堂

3 出席者 教育長 吉川 雄二
教育長職務代理者 宮郷 美千代
教育委員 清川 卓二
<事務局職員>
教育部長 馬來田 善準
少年対策参事官 鈴木 一矢
教育次長 間所 泰次
教育総務課長 横山 勇治
学校教育課長 酒井 睦夫
保健給食課長 中嶋 靖利
生涯学習課長 高比良 博則
文化財保護課長 前川 昌司
図書館長 横山 尚永
みどり図書館長 宮下 和郎
桜木図書館長 竹内 育美
教育総務課 課長補佐 白崎 文英
教育総務課 主幹 堀井 信也
教育総務課 副主幹 寺島 圭晋

4 議 事

- 第23号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案(令和7年度福井市一般会計補正予算)に同意することについて (教育総務課、保健給食課)
- 第24号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案(令和8年度福井市一般会計予算)に同意することについて (教育部長)
- 第25号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案(工事請負契約の変更について)に同意することについて (教育総務課)
- 第26号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案(工事請負契約の締結について)に同意することについて (教育総務課)
- 第27号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案(福井市立幼稚園設置条例の一部改正について)に同意することについて (学校教育課)
- 第28号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案(福井市立学校施設使用料条例の一部改正について)に同意することについて (教育総務課、保健給食課)

第9号報告 専決処分(福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱)の承認を求めることについて
(学校教育課)

5 報告

- (1) 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡の追加指定について (文化財保護課)
- (2) 嶺北圏域住民への図書の出借の開始について (図書館)
- (3) 福井市教育に関する大綱の改定について (教育総務課)
- (4) 小中学校卒業式での教育委員会告辞について (学校教育課)

6 その他

7 議事の経過

- (1) 開会
- (2) 教育長あいさつ
- (3) 会議録署名委員の指名 宮郷 委員 清川 委員
- (4) 議事の要旨

教育長

まず、第23号議案、第24号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案については市議会上程前であることから、非公開を要する案件であるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、会議を非公開とすることに、異議はないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第23号議案、第24号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案、第28号議案については非公開とする。
非公開の案件については、後ほどの審議とする。

それでは、第9号報告 専決処分(福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱)の承認を求めることについて、事務局の説明を求める。

事務局

(学校教育課長)

第9号報告 専決処分(福井市少年愛護センター運営委員会委員の委嘱)の承認を求めることについて、福井市教育委員会所管事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、任期が令和8年6月30日までのところ、令和7年12月21日に福井市民生委員の任期が満了となり、12月22日に新たな民生委員が任命されたことから、1名を福井市少年愛護センター運営委員会委員に委嘱したことについて、教育委員会の承認を求めるものである。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

特になくようであり、質疑を終結する。
第9号報告については、承認することに異議はないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第9号報告は承認する。
それでは、非公開とした案件の審議に入る。
傍聴人は、退室をお願いします。

— 傍聴人 退室 —

教育長

それでは、第23号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案（令和7年度福井市一般会計補正予算）に同意することについて、事務局の説明を求める。

事務局

（教育総務課長）

第23号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案（令和7年度福井市一般会計補正予算）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められているものである。

まず、事業名「校舎等予防保全事業」82,800千円、木田小学校、大安寺小中学校の外壁の危険箇所を補修し、落下防止対策を行うものである。次に、事業名「給食室空調設備設置事業」31,800千円、給食調理員の健康に配慮した労働環境を確保するため、鶉小学校など4校の調理室に厨房エアコンを設置するものである。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

特にないようであり、質疑を終結する。
第23号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第23号議案は原案のとおり承認する。
次に、第24号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案（令和8年度福井市一般会計予算）に同意することについて、事務局の説明を求める。

教育部長

第24号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案（令和8年度福井市一般会計予算）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められているものである。

令和8年度は、「第八次福井市総合計画」の最終年度にあたり、目指すべき将

来都市像「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現に向けた総仕上げの年となる。

また、北陸新幹線福井開業の効果を持続させ、市内全域へ波及させるとともに、市民の皆様「ふくいは“ずっと”楽しい!“やっぱり”安心!“もっと”元気！」を実感していただけるよう、市長ビジョンに掲げる取組を加速させ、推進していく必要がある。

物価高が依然続く中であっても、社会インフラの整備やにぎわいの創出、子育て・教育環境の更なる充実、防災・減災対策の強化、デジタル化・脱炭素化の推進などに着実に取り組み、本市の魅力を全国へ発信することで、安定した市政運営の責務を果たすとともに、新たな一步を積極的に切り拓き、未来へ向けた歩みを加速させていく。

— 以下、「令和8年度福井市一般会計予算歳出予算総括表」、「令和8年度福井市一般会計予算教育費予算歳出予算総括表」に基づき説明 —

事務局

(教育総務課長)

(学校教育課長)

(保健給食課長)

(生涯学習課長)

— 「令和8年度一般会計予算主要事業の概要」に基づき説明 —

(北部地域学校規模適正化事業、校舎等大規模改修事業)

(地域に生きる学校づくり推進事業、校務支援システム導入事業)

(地域スポーツクラブ・文化クラブ活動推進事業、プール学習民間活用モデル事業、小学校給食完全無償化事業、中学校給食材料費高騰対策事業)

(公民館建設事業)

教育長

ただ今の説明について、ご意見ご質問等はないか。

清川委員

教育費が市の一般会計予算全体に占める割合は、毎年10%程度で推移している。事業ごとの増減はあるが、毎年近似した額になっていると思われる。こどもの人口が減少する中で、こども1人あたりでいくらになっているか、また、予算全体の中ではどうか、という見方が必要かと思う。前年から大きく増えている事業や減っている事業があり、年度によってかなり割り振りが違っているのではないか。戦略的なものが見えにくい。

教育部長

予算総額は市全体で考えていくものである。教育費で考えると、こどもの人口と関連する事業と、そうでない事業がある。教育費が増加する主な要因は、建設費である。令和8年度予算では、九頭竜中学校の建設が令和6、7年度で完了したため、その分が大幅に減少している。その他、教育費では商工労働部に移管した自然史博物館や郷土歴史博物館のほか、福井アリーナに係る支援も計上されている。

教育費が市全体に占める割合が9%台の時期もあった。数年前の調査では、11%前後の自治体が多かった。こども1人あたりの教育費は、年々増えていると考えられる。

清川委員	国の予算は総括表に計上されているのか。
教育長	国の補助も含めた歳出として計上されている。
清川委員	「プール学習民間活用モデル事業」について、老朽化したプールの補修は経費がかかることもあり、合理的な取組で素晴らしいと思う。また、「地域スポーツクラブ・文化クラブ活動推進事業」について、吹奏楽部は地域との結びつきが強く、地域の祭りなどで演奏する機会が多い。部活動が廃止され、地域クラブとなった場合、楽器の購入や保管場所など、クラブとして維持できるのか心配している。何か検討していることはあるか。
事務局 (学校教育課長)	楽器については、地域クラブへの譲渡や売却を考えている。現在は、地域クラブが立ち上がるよう吹奏楽連盟と話をしている段階である。
教育長	吹奏楽クラブをどうするかは大きな課題である。上手くクラブに移行できれば良いが、維持費はかかってくる。保護者負担がどれくらいになるか、やってみないと分からない。
宮郷委員	「地域に生きる学校づくり推進事業」について、福井県の支援もあるようだが、体験学習などの具体的な取組内容を教えてほしい。
事務局 (学校教育課長)	福井県はふるさと教育に力を入れており、今年度はふるさとCMの制作などを実施した。来年度は、学校でふるさとに関する発表を行うための資料を作成するようであり、その運営費用が福井県から支援される。また、体験活動の充実について、例えば地域の人が講師になって菅笠づくりを教えていただいたり、地域の歴史を話していただいたりしている。
教育長	地域の人と共同で活動するための費用である。県からの支援は全校を対象としているわけではなく、いくつかの学校を指定している。
宮郷委員	「校務支援システム導入事業」について、保護者連絡ツール「tetoru」とはどのようなものか。
事務局 (学校教育課長)	従来の「連絡エクステンジ」から「tetoru」に代わる。校務支援システム「C4th」と連携しており、例えば「tetoru」で欠席と入力すると、「C4th」にある出席簿に反映される。これまでの欠席の連絡は電話か、学校が独自で構築したシステムにより申請していたが、今後は統一されたシステムになる。教員が所持するタブレットで出欠が確認できるため、負担はかなり軽減される。
清川委員	欠席の申請は保護者が行うのか。

教育長	その通りである。
清川委員	本人が保護者になりすまして申請することは出来ないのか。
事務局 (学校教育課長)	不可能ではない。こどもではなく、保護者に対してアカウントを1つ作成することになる。
清川委員	システムを管理する事業者はどこか。
事務局 (学校教育課長)	エレコム株式会社である。様々な都道府県が同社のシステムを導入している。
教育長	他にご質問等はないか。 — 質疑なし —
教育長	他にないようであり、質疑を終結する。 第24号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。 — 異議なし —
教育長	異議なしと認める。よって、第24号議案は原案のとおり承認する。 次に、第25号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案(工事請負契約の変更について)に同意することについて、第26号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案(工事請負契約の締結について)に同意することについて、事務局の説明を求める。
事務局 (教育総務課長)	第25号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案(工事請負契約の変更について)、第26号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案(工事請負契約の締結について)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められているものである。 第25号議案 工事請負契約の変更について、啓蒙小学校、清水中学校、光陽中学校の外壁改修工事にかかる打診調査を行った結果、外壁補修箇所を変更したため、契約額を変更するものである。啓蒙小学校については152,823,000円を160,996,000円に、清水中学校については169,987,400円を187,586,300円に、光陽中学校については165,869,000円を189,546,500円に変更するものである。 第26号議案 工事請負契約の締結について、明倫中学校の大規模改修を行

うものである。契約金額は1,172,490,000円、契約の相手方は西田建設、中央建設、特定建設工事共同企業体である。老朽化が著しい校舎、体育館について、建物全体を改修し、建物の耐久性や機能性の向上を図るものである。

教育長

ただ今の説明について、ご意見ご質問等はないか。

清川委員

現在、工事請負契約を締結しているのは今回変更する3件のみか、他にも契約を締結している工事があるのか。また、金額が増加した理由を知りたい。

事務局
(教育総務課長)

現在契約している3件中3件全てが増額となった。増額の理由は、設計段階の工事金額と打診調査を行った結果の工事金額が大きく異なっていることである。設計の段階では全てを調査するわけではなく、目視で劣化部位を確認している。0.2ミリ以上のひび割れが補修対象になるが、目視の段階では見つけるのが非常に難しい。契約後、足場を組んで調査を行った結果、増額になった。

清川委員

通常、そういった方法をとっているのか。

事務局
(教育総務課長)

設計の段階で経費をかけて足場を組むか、契約後に組むかの違いである。この方法が最も効率的であると考えている。

清川委員

増額の原因は材料費の高騰ではないということか。

事務局
(教育総務課長)

高騰が原因ではない。

宮郷委員

長期間工事を行うようだが、授業に差し支えないか。

事務局
(教育総務課長)

支障が出ないよう、現場で打ち合わせをしながら施工している。

教育部長

エポキシ樹脂を注入する際、ドリルで穴を開ける工程があり、その時は音が出る。その工程は授業時間を避けるべきかと思う。

教育長

他にご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

他にないようであり、質疑を終結する。
第25号議案、第26号議案については、原案のとおり承認することに異議

はないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第25号議案、第26号議案は原案のとおり承認する。

教育長

次に、第27号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案(福井市立幼稚園設置条例の一部改正について)に同意することについて、事務局の説明を求める。

事務局

(学校教育課長)

第27号議案 令和8年3月福井市議会定例会提出議案(福井市立幼稚園設置条例の一部改正について)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められているものである。

岡保幼稚園、下宇坂幼稚園、羽生幼稚園、清水西幼稚園、清水東幼稚園、清水北幼稚園の6園を廃園にする。施行期日は令和8年4月1日である。廃園の理由は、岡保幼稚園は岡保こども園が隣接しており、今後も幼稚園の再開が見込まれないため、下宇坂幼稚園、羽生幼稚園は併設する小学校が廃校となるため、清水西幼稚園、清水東幼稚園、清水北幼稚園は既に幼稚園の実態がないためである。

教育長

ただ今の説明について、ご意見ご質問等はないか。

宮郷委員

現在、開園している幼稚園は大安寺幼稚園のみか。

教育長

大安寺幼稚園は休園である。

事務局

(学校教育課長)

昔は保育園と幼稚園があったが、現在は認定こども園に移行したため、幼稚園のニーズが減ってきている。

清川委員

まだ残っている幼稚園はあるのか。

事務局

(学校教育課長)

休園状態が続いている幼稚園はある。

清川委員

幼稚園をなくさないでほしいという地元の要望があるため、休園状態なのか。

事務局

(学校教育課長)

その通りである。

教育長

他にご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

他にないようであり、質疑を終結する。

第27号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第27号議案は原案のとおり承認する。

教育長

次に、第28号議案（令和8年3月福井市議会定例会提出議案福井市立学校施設使用料条例の一部改正について）に同意することについて、事務局の説明を求める。

事務局

（教育総務課長）

第28号議案（令和8年3月福井市議会定例会提出議案（福井市立学校施設使用料条例の一部改正について）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について、市長から意見を求められているものである。

部活動の地域展開に伴い地域クラブ活動の振興を図るため、市内の中学生が参加する地域クラブが、優先利用団体として学校施設を無料で利用できる規定を設けるものである。施行期日は令和8年4月1日である。

次に、学校体育館の空調設備使用時の実費徴収について、令和8年度から順次体育館空調が使用可能となることから、体育館を含め学校施設で空調を使用する場合の実費相当額の徴収について規定するものである。徴収額や徴収方法については規則で規定することになる。施行期日は令和8年4月1日である。

なお、現段階での徴収額は、1時間あたり1,500円を想定している。この額は空調を導入するにあたり実施した基礎調査の結果をもとに算出した数値である。今後の利用実績を踏まえ、来年度徴収額を見直す予定である。

教育長

ただ今の説明について、ご質問等はないか。

教育長

空調設備が設置された学校から順次空調費を徴収することになると思うが、今後の設置予定を教えてください。

事務局

（教育総務課長）

今年6月末に最初の4校に設置され、その後、順次設置する予定である。

教育長

他にご質問等はないか。

— 質疑なし —

教育長

他にないようであり、質疑を終結する。
第28号議案については、原案のとおり承認することに異議はないか。

— 異議なし —

教育長

異議なしと認める。よって、第28号議案は原案のとおり承認する。
次に、報告に移る。

(非公開案件)

教育長

次に、報告(2)嶺北圏域住民への図書の貸出の開始について、事務局の説明を求める。

事務局
(図書館長)

報告(2)嶺北圏域住民への図書の貸出の開始について、「第2期ふくい嶺北連携中枢都市圏ビジョン」の取組である図書館相互利用サービスの事業として、福井市の図書館における利用資格者を圏域内の住民に拡大し、図書の貸出を開始するものである。開始時期は令和8年4月1日である。

教育長

例えば、越前市民が越前市の貸出カードを持っていれば、福井市の図書を借りられるのか。

事務局
(図書館長)

越前市民が福井市の貸出カードを作成すれば、福井市の図書を借りられるというもの。同一のカードで借りられるという制度ではない。

教育長

例えば福井市の図書館で借りた図書を鯖江市の図書館に返却することは出来ないのか。

事務局
(図書館長)

出来ない。

(非公開案件)

教育長

次に、報告(4)小中学校卒業式での教育委員会告辞について、事務局の説明を求める。

事務局
(学校教育課長)

— 「小中学校卒業式での教育委員会告辞」に基づき説明 —

教育長

その他、事務局から何かあればお願いする。

事務局 (文化財保護課長)	— 西雲寺シダレザクラの滅失について、資料を基に説明—
事務局 (みどり図書館長)	— 辻村深月さん 講演会について、資料を基に説明—
事務局 (教育総務課課長補佐)	— 行事予定について、資料を基に説明—
教育長	その他、委員から何かあればお願いします。 — 特になし —
教育長	他になければ、次回の日程について、事務局からお願いします。
事務局 (教育総務課課長補佐)	次回は、3月24日(火)15時から、場所は福井市役所8階 第3委員会室にて開催するので、ご出席いただきたい。
教育長	以上をもって会議を終了する。

令和8年3月13日

署名委員 宮郷 美千代

署名委員 清川 卓二

議事録作成職員 寺島 圭晋